

住民票等に旧姓（旧氏）併記を希望される方へ

法令改正に伴い、令和元年11月5日より住民票の写し、マイナンバーカード、署名用電子証明書、印鑑証明書等に旧姓（旧氏）が併記できるようになりました。

希望される方は、下記の注意事項をよくお読みになってご理解のうえ、お住まいの区役所・支所にて手続きを行ってください。

注意事項

- 旧氏記載の手続きをすると、マイナンバーカード、住民票の写し、印鑑証明書等に旧氏が必ず併記されます。（省略できません）
- 複数の旧氏をお持ちであっても、併記できる旧氏は一つです。
- ご自身で旧氏削除の手続を行わない限り、住所や氏名が変わっても旧氏は削除されません。
- 旧氏を併記した後にその旧氏を削除すると、その後「削除後に生じた旧氏」に限り記載できます。
- 旧氏を併記した後に氏を変更した場合、「直前に称していた旧氏」に限り変更できます
- 旧氏記載・変更請求には、記載・変更しようとする旧氏から現在の氏までが繋がる全ての戸籍謄本等（除籍謄本等）が必要です。ただし、住所地において戸籍届出と同時に旧氏記載請求を行う場合に限り、その届出により作成される戸籍謄本は不要です。
- 本籍地での請求であっても国の定めにより戸籍謄本等（除籍謄本等）が必要です。
- 戸籍届により氏に変更になる方が氏または氏名で印鑑登録されている場合は、いったん登録が廃止されますので、再度、印鑑登録が必要です。（旧氏併記後の登録となります。）
- 印鑑登録は、氏名、氏のみ、旧氏のみ、名のみ、旧氏+名の印鑑で登録できます。
- 印鑑登録、マイナンバーカード券面更新、署名用電子証明書の再発行などご本人しかできない手続きがありますので、原則としてご本人が来庁ください。
（長期入院等のやむを得ない事情でご本人が来庁できない場合は、旧氏記載等専用委任状を使用してください。それ以外の委任状ではお受けできません。代理人での手続きでは1度の来庁だけでは終わらない手続きがありますことをご了承ください。）

窓口にお持ちいただく書類

（裏面のとおり）

窓口にお持ちいただく書類

☆記載・変更しようとする旧氏から現在の氏までが繋がる全ての戸籍謄本等（除籍謄本等）
（現在戸籍については3ヶ月以内に発行されたもの）

☆本人確認書類

（マイナンバーカード・運転免許証・パスポート等の官公署発行の顔写真有のものは1点、
それ以外の場合は2点）

☆マイナンバーカード

（住民基本台帳カードには旧氏を記載できません）

☆印鑑登録証

（お持ちの方のみ）

☆印鑑登録する方は登録する印鑑

（氏名、氏のみ、旧氏のみ、名のみ、旧氏+名の印鑑のいずれか）

☆代理人が来庁される場合は、旧氏記載等専用委任状

（本人（委任者）が必ずすべて記入したもの）